

令和6年度における施設への指導監査について

- 老人福祉施設については、関係法令及び厚生労働省通知等を基本とし、毎年度、次の点に主眼を置いて指導監査を実施。
 - ・ 法人及び施設の運営管理体制の確立
 - ・ 不祥事未然防止対策の確立
 - ・ 適切な入所者処遇の確保
 - ・ 職員処遇の確保
 - ・ 経理事務の適正化
- 老人福祉法に定められた施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）については、実際に施設に赴いて行う運営指導監査をこれまで原則2年に1回実施し、運営指導の対象とならなかった施設は書面による監査を実施してきたが、令和6年度からは実施頻度を緩和し、次のとおりとした。
 - ・ 実際に施設に赴いて行う運営指導監査：原則2年に1回 → 原則3年に1回
 - ・ 書面による監査：原則2年に1回 → 原則3年に1回
 ※ このため、3年に1回は運営指導監査又は書面監査を実施しない年がある。
- 介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）についても、これまで原則2年に1回の頻度で運営指導を実施してきたが、令和6年度からは、原則3年に1回に実施頻度を緩和した。
- 負担軽減と指導の重点化を図る観点から、実施頻度を見直したが、利用者への良好なサービスが継続的かつ安定的に提供されるには、常に施設・事業所の適切な運営の確保が図られることが必要なため、これまでの運営指導等に加えて「事前通告を行わない運営指導」を実施する運用を令和6年11月1日から開始した。

	特 養	養 護	軽 費	老 健	計
平成28年度	6 1 (27)	1 9 (7)	3 7 (23)	8	1 2 5 (57)
平成29年度	6 1 (32)	1 9 (11)	3 7 (10)	1 7	1 3 4 (53)
平成30年度	6 1 (24)	1 9 (8)	3 7 (25)	2 6	1 4 3 (57)
令和元年度	6 1 (32)	1 9 (14)	3 7 (11)	2 6	1 4 3 (57)
令和2年度	6 1 (60)	1 9 (19)	3 7 (37)	0	1 1 7 (116)
令和3年度	6 1 (57)	1 9 (18)	3 7 (35)	3	1 2 0 (110)
令和4年度	6 1 (39)	1 9 (10)	3 7 (29)	4	1 2 1 (78)
令和5年度	6 1 (27)	1 9 (9)	3 7 (9)	2 5	1 4 2 (45)
令和6年度	4 1 (10)	1 0 (1)	1 9 (11)	1 8	8 8 (22)

※（ ）書きは、書面監査数（再掲）

※上記の実施件数には「事前通告を行わない運営指導」2件を含む

事 務 連 絡
令和6年5月31日

県内老人福祉施設管理者 様

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

老人福祉施設に対する指導監査について

日頃は、本県の高齢者福祉の向上に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では「老人福祉施設に対する指導監査」について、これまでは前年度までの「実施監査」の結果が適正な場合は、「実地監査」及び「書面による監査」を2年に1回の割合で実施する運用を行ってまいりましたが、令和6年度より「実地監査」及び「書面による監査」を3年に1回の割合で実施する運用に変更いたします。

なお、当該年度の「実地監査」又は「書面による監査」の対象施設については、県において前年度までの監査状況等を鑑み、総合的に決定いたしますので、年度によっては貴施設の監査を実施しない場合や連続して監査を行う場合がありますが、御理解、御協力をお願いしますよう、お願い申し上げます。

担当 施設サービス指導担当
電話 088-621-2182

事 務 連 絡
令和6年5月31日

県内介護保険施設管理者
県内介護サービス事業所管理者 } 様

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

介護保険施設に対する運営指導について

日頃は、本県の介護保険行政に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では「介護保険施設（併設する居宅サービス事業所を含む）に対する運営指導」について、2年に1回の割合で実地での指導を実施する運用を行ってまいりましたが、令和6年度より3年に1回以上の割合で実地での指導を実施する運用に変更いたします。

なお、当該年度の運営指導の対象施設については、県において、前年度までの運営指導の結果等を鑑み、総合的に決定いたしますので、年度によっては貴施設の運営指導を実施しない場合や連続して運営指導を行う場合がありますが、御理解、御協力を下さいますよう、お願い申し上げます。

担当 施設・在宅サービス指導担当
電話 088-621-2182
088-621-2192

長第 896 号
令和 6 年 11 月 1 日

各介護保険施設・事業所管理者 } 殿
各高齢者施設・事業所管理者 }

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

介護保険施設・事業所等に対する運営指導等について（通知）

日頃は、本県の介護保険・高齢者福祉行政の推進に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、今年度、「負担軽減と指導の重点化を図る」観点から、一部の介護保険施設等に対する「実地による運営指導等」について、実施頻度の見直しを行ったところです。

しかしながら、利用者への良好なサービスが継続的かつ安定的に提供されるためには、常に施設・事業所の適切な運営の確保が図られることが必要であることから、これまでの運営指導等に加え、今後、「事前通告を行わない運営指導」を実施する運用を新たに行うことといたしましたので、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

担当

徳島県保健福祉部長寿いきがい課
在宅サービス指導担当

電話 088-621-2192

施設サービス指導担当

電話 088-621-2182

2. よく見られる指摘事項等

(1) 施設系サービス全般

① 委員会の開催結果等の周知の徹底について

- ・ 各施設の運営基準等により、介護職員その他の従業者への周知徹底が求められている各種委員会の開催結果について、周知したことが分かるよう記録を残しておくこと。
- ※ 次の対策を検討する委員会の開催結果については、介護職員その他の従業者への周知徹底が必要とされている。
 - ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延のための対策
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策
 - ・ 虐待の防止のための対策
- ※ また、事故発生の防止のための委員会については、開催結果の周知徹底は求められていないが、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従事者に周知徹底する体制を整備することは求められている。

② 身体拘束廃止未実施減算について

- ・ 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていなければ減算の適用となるので、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置を必ず実施すること。
- ・ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となるので、身体的拘束等を行うに当たり、緊急やむを得ない場合を検討する際には、三つの要件全てを満たすことを確認できる記録を残すこと。
- ※ 三つの要件については、以下を参考とすること。
 - ・ 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ・ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(R7.1.20付け厚生労働省老健局高齢者支援課 事務連絡「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ & Aの周知について」)

③ 個人根保証契約に係る極度額（上限額）の設定について

- ・ 介護施設、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への入居に当たり、入居契約の締結時に連帯保証人を求める場合には、連帯保証人が支払責任を負う上限となる「極度額」を明瞭に定めるとともに、契約書に明記しておくこと。（民法465条の2第2項）
- ・ 令和2年4月1日以降に締結した入居契約等において連帯保証人を求めている場合には、極度額（上限額）を定めているか確認しておくこと。

注）令和2年4月1日以降に個人が保証人となる根保証契約（保証人となる時点では、現実にどれだけの債務が発生するか不明であり、どれだけの金額の債務を保証するのか分からない契約）を締結する場合は、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となり、保証人に支払を求めることができなくなる。

極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があるほか、極度額を定める際には「〇〇円」などと明瞭に定める必要がある。
※「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」による。

(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

① 身体的拘束の適正化

- ・ 身体的拘束の実施にあたっては、緊急やむを得ない理由について、委員会等で検討するなど、事前に、組織で3要件（切迫性、非代替性及び一時性）の確認を行うこと（基準第11条第4項、第5項）
- ・ 身体的拘束を行う際は、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておくこと（基準第11条第5項）

② 口腔衛生の管理

- ・ 施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等を文書で取り決めること（基準第17条の3）

③ 業務継続計画（自然災害及び感染症）

- ・ 業務継続計画を策定した場合は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、自然災害及び感染症に係る研修及び訓練を年2回以上ずつ実施する必要がある。（基準第24条の2第2項）

④ 衛生管理等

- ・ 従業者に対して感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を年2回以上ずつ実施すること（基準第26条第2項第3号）

⑤ 協力医療機関等

- ・ 入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）定めておくこと。（基準第28条第1項）
 - 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ※ 令和9年3月31日まで努力義務（令和9年4月1日より義務化）

- ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定を行った都道府県知事に届け出ること。（基準第28条第2項）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。（基準第28条第3項）
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。（基準第28条第4項）

⑥ 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・ 従業者に対して事故発生防止のための研修を年2回以上実施すること（基準第31条第1項第3号）

⑦ 契約書

- ・ 契約書における書類の保存年限を、サービス終了後5年とすること（徳島県介護保険法施行条例第7条）

(3) 介護老人保健施設

① 口腔衛生の管理

- ・ 施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等を文書で取り決めること（基準17条の3）

② 身体的拘束の適正化

- ・ 身体的拘束の実施にあたっては、緊急やむを得ない理由について、委員会等で検討するなど、事前に、組織で3要件（切迫性、非代替性及び一時性の確認を行うこと（基準第13条第4項、第5項）
- ・ 身体的拘束を行う際は、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておくこと（基準第13条第5項）

③ 業務継続計画（自然災害及び感染症）

- ・ 業務継続計画を策定した場合は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、自然災害及び感染症に係る研修及び訓練を年2回以上ずつ実施する必要がある。（基準第26条の2第2項）

④ 衛生管理等

- ・ 従業者に対して感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を年2回以上ずつ実施すること（基準第29条第2項第3号）

⑤ 協力医療機関等

- ・ 入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておくこと。（基準第30条第1項）
 - 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ※ 令和9年3月31日まで努力義務（令和9年4月1日より義務化）

- ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定を行った都道府県知事に届け出ること。（基準第30条第2項）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。（基準第30条第3項）
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。（基準第30条第4項）

⑥ 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・ 従業者に対して事故発生防止のための研修を年2回以上実施すること（基準第36条第1項第3号）

⑦ 契約書

- ・ 契約書における書類の保存年限を、サービス終了後5年とすること（徳島県介護保険法施行条例第8条）

(4) 介護医療院

① 口腔衛生の管理

- ・ 施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等を文書で取り決めること（基準第20条の3）

② 身体的拘束の適正化

- ・ 身体的拘束の実施にあたっては、緊急やむを得ない理由について、委員会等で検討するなど、事前に、組織で3要件（切迫性、非代替性及び一時性の確認を行うこと（基準第16条第4項、第5項）
- ・ 身体的拘束を行う際は、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておくこと（基準第16条第5項）

③ 協力医療機関等

- ・ 入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）定めておくこと。（基準第34条第1項）
 - 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
※ 令和9年3月31日まで努力義務（令和9年4月1日より義務化）
- ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定を行った都道府県知事に届け出ること。（基準第34条第2項）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。（基準第34条第3項）
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。（基準第34条第4項）

④ 業務継続計画（自然災害及び感染症）

- ・ 業務継続計画を策定した場合は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、自然災害及び感染症に係る研修及び訓練を年2回以上ずつ実施する必要がある。（基準第30条の2第2項）

⑤ 衛生管理等

- ・ 従業者に対して感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を年2回以上ずつ実施すること（基準第33条第2項第3号）

⑥ 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・ 従業者に対して事故発生防止のための研修を年2回以上実施すること（基準第40条第1項第3号）

⑦ その他（全般事項）

- ・ 病院併設の介護医療院において、病院（医療）の指針や委員会、研修を参考にしているケースが見受けられるが、医療と介護は、根拠法令から異なるため、今年度基準省令も改定されたことから、改めて、基準と照らし合わせて不備がないか、自己点検をお願いしたい。

例) 介護医療院における「事故発生防止のための検討委員会」は、病院の「医療安全管理委員会」と異なるものである。